

< 商品概要説明書 >



(平成 26 年 4 月 1 日現在)

商品名	医療機関債
商品の特徴	当行が取扱う発行方式は、医療法人が発行する「医療機関債」を全て引受する「銀行総額引受型」の医療機関債です。
ご利用対象者	下記、を同時に満たす医療法人が対象となります。 厚生労働省作成のガイドライン（平成 16 年 10 月）による要件 当行所定の基準による要件 各要件については、取引店にて相談ください。
取扱店舗	全店にてお取り扱いできます。
資金使途	厚生労働省作成のガイドラインにより設備資金に限定されています。
お借入形式	証書貸付 ・厚生労働省作成のガイドラインに基づき、「医療法人が発行する民法上の金銭の借入に際し、金銭を借入したことを証する目的で作成する証拠証券（借入金）」となります。 ・「医療機関債」自体は、金融商品取引法第 2 条に規定する有価証券には該当いたしません。
お借入金額	50 百万円以上（10 百万円単位） 1 億円以上の発行の場合は厚生労働省作成のガイドラインにより公認会計士または監査法人による監査が必須となります。
お借入期間	2～6 年
お借入金利	固定金利 お借入時の金利を完済時まで適用します。
ご返済方法	元金の返済は原則、期日一括返済となります。 （利息は取扱い後、6 ヶ月毎の後払い）
担保	原則必要ありません。
連帯保証人	原則必要ありません。
事務手数料	医療機関債引受手数料 発行金額×0.50% 財務代理人手数料 発行金額×0.20% 上記の手料は当初発行時 1 回のみ必要となります。 また、消費税が別途必要となります。
繰上返済手数料	原則、繰上返済は出来ません。止むを得ない場合は当行所定の固定金利貸出の違約金が必要となります。
その他	お取引店にてご相談いただきましたら、本部の専門部署にて提案書を作成させていただきます。 厚生労働省による「医療機関債発行のガイドライン」も合わせてご確認ください。 お申込にあたっては当行所定の審査がございます。審査結果によってはご希望にそいかなる場合もございます。